

報告第1号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成24年5月31日提出

加西市長 西村 和平

専決第1号

専決処分書

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要があるが生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

加西市長 西村 和平

## 加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第12条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第13条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第13条の2の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第14条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第14条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第17条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第 22 条中「住宅用又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては」を削る。

附則第 23 条中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 24 条を次のように改める。

#### 第 24 条 削除

附則第 24 条の 2 中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 24 条の 3 中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 25 条（見出しを含む。）中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 29 条中「、第 24 条及び第 24 条の 2」を「及び第 24 条」に、「附則第 25 条第 7 項」を「附則第 25 条第 6 項」に、「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に改め、「、附則第 22 条及び第 24 条の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に」を削る。

附則第 30 条中「、第 6 項、第 16 項、第 22 項から第 30 項まで、第 32 項、第 35 項若しくは第 37 項」を「、第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項」に改める。

附則第 31 条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号）附則第 9 条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）附則第 10 条」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 32 条の次に次の 1 条を加える。

第 32 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館または博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第33条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第33条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災

（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下の項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第19条第1項「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第19条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第19条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」

と、附則第20条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第19条、附則第19条の2、附則第19条の3又は附則第20条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第34条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第9条の2の2及び第9条の2の2の2の規定の適用については、附則第9条の2の2第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と附則第9条の2の2の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定より読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第34条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

### （固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資

産税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第14条第2項	前項	附則第14条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第14条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第14条第1項

- 3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条	又は第15条の2	若しくは第15条の2又は市税条例の一部を改正する条例（平成24年加西市条例第15号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第14条第2項若しくは第4項
	又は第15条の規定	若しくは第15条又は平成24年改正条例附則第3条第2項に規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第14条第2項若しくは第4項の規定
附則第17条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第14条第2項若しくは第4項

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中、都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第22条（住宅用地に係る部分に限る。）及び第24条の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第22条	前条	附則第21条
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第24条	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第21条	附則第21条

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用に



については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第29条	及び第24条	及び第24条並びに平成24年改正条例附則第22条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による平成24年改正前の条例附則第24条
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第22条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第22条及び第24条の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	から第25条まで	から第25条まで及び平成24年改正条例附則第22条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第24条

(審議資料)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)が平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がなかったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

【改正要旨】

1 固定資産税及び都市計画税関係

固定資産税及び都市計画税について、平成24年度の評価替えにあたり、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することとしたが、住宅用地に係る据置特例(負担水準80%以上据置)については、廃止する。

ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成24年度及び平成25年度に次のとおり段階的な経過措置を講じる。

- ・負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。
- ・負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額とする。

(附則第13条～第25条、改正附則第3条、第4条)

2 個人市民税関係

(1) 居住用財産の買換特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年(現行3年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するものとする。(附則第33条の2)

(2) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする。(附則第34条第2項)

3 その他

地方税法等の改正に伴い、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。